

伊勢原市協働事業提案書

2021年5月6日

伊勢原市長 殿

住 所 〒259-1193  
神奈川県伊勢原市下糟屋 143 気付

団体名 はだの子ども支援プロジェクト「ゆう」  
代表者氏名 田口香奈恵

伊勢原市市民協働事業提案制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり提案します。

提案区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型協働事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型協働事業
協働事業名	外国につながる児童生徒及びその家族の学習支援事業 (伊勢原サンシャイン教室)
添付資料	(1) 団体概要 (第2号様式) (2) 協働事業実施計画書 (第3号様式) (3) 協働事業収支予算書 (第4号様式) (4) 規則、定款、規約、会則その他これに準ずるものの写し (5) 会員、構成員の名簿の写し (6) 前年度の活動報告書及び収支決算書の写し



第3号様式（第6条関係）

協働事業実施計画書

<p>協働事業名</p>	<p>外国につながる児童・生徒等の学習支援事業 (伊勢原サンシャイン教室)</p>
<p>事業の目的</p>	<p>伊勢原市内に在住・通学する外国につながる児童・生徒等が、地域社会において自立した市民として成長するための基盤づくりを支援する。また、その保護者が、伊勢原市における多文化共生社会実現の先取りとして、それぞれの文化的背景を有意義に活かして行ける環境をつくる。</p>
<p>事業内容</p>	<p>該当する同上の児童・生徒にとって安全かつ楽しい居場所を作ること第一とし、伊勢原市内に教室を開設し以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学習支援並びに相談対応（困りごとや進路など）</li> <li>2. 保護者からの相談対応 教室内外において受付</li> <li>3. 公的な進路相談会などへの同行</li> <li>4. 新たな支援者の発掘・養成</li> </ol> <p>同事業は2020年2月まで伊勢原北コミュニティーセンターにおいて毎週月・火曜日放課後に実施していた。その後コロナ禍により同センターが休館したが、ようやく2021年3月から利用可能となり、再開の運びとなった。</p>
<p>スケジュール</p>	<p>感染防止対策に努めながら、原則として毎週火曜日の午後4時から7時まで開室する。北コミュニティーセンターの収容人数に合わせ、場合によっては時間帯を分ける（例：前半は伊勢原高校生徒、後半は小・中学生を中心とする）などの方策を講じる。</p> <p>教室終了後は支援者用グループLINEを用いて振り返りと情報共有を行い、次回の支援に備える。</p> <p>年に数回研修の場を設け、多文化共生や支援者養成について学びながら活動計画について話し合う。</p>
<p>協働の効果</p>	<p>伊勢原市の協働事業として認定されることにより、市内在住・通学・通勤の外国つながりの子どもとその家庭に対し、本団体並びに本事業についての情報を広範囲に届けることができる。そして当事者が安心して支援を受けることができる。</p> <p>また、本団体には外国つながりの児童・生徒への支援についての高い専門性や経験を有する会員がおり、彼らの生活課題やニーズをよりの確に把握して行政に伝えることができる。</p>
<p>役割分担</p>	<p>(市民活動団体の役割)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)定期的な学習支援や居場所づくり事業の企画及び実施</li> <li>2)学習支援人材の配置及び派遣</li> <li>3)市民啓発・支援者養成のためのシンポジウムや研修等の企画及び実施</li> <li>4)教育委員会や関係機関との連絡調整</li> <li>5)事業経費の負担</li> </ol> <p>(市の役割)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)学習支援・居場所づくり事業の拠点確保</li> <li>2)本事業の対象者、関係者、関係機関への広報・周知</li> <li>3)本団体への助言・協力</li> </ol>

第4号様式（第6条関係）

協働事業収支予算書

協働事業名	外国につながる児童・生徒等の学習支援事業 (伊勢原サンシャイン教室)
団体名	はだの子ども支援プロジェクト「ゆう」

収入の部

区分	見積額(円)	積算根拠(数量、単価等)
事業者負担	10,000	はだの子ども支援プロジェクト「ゆう」2019年度事業予算書参照
収入合計額	10,000	

支出の部

区分	見積額(円)	積算根拠(数量、単価等)
教材費	5,000	英語検定および日本語検定試験のための問題集など
消耗品費	2,000	ホワイトボード、マーカーなど
保健衛生費	2,000	手指消毒用スプレー、ティッシュペーパー、絆創膏、予備のマスクなど
印刷費	1,000	利用申込書などのコピー代
支出合計額	10,000	

外国につながる児童生徒及びその家族の学習支援事業  
(伊勢原サンシャイン教室)に関する協働事業協定書

伊勢原市(以下「市」といいます。)と「はだの子ども支援プロジェクト「ゆう」(以下「市民活動団体」といいます。))は、『外国につながる児童生徒及びその家族の学習支援事業』(以下「事業」といいます。))に関し、次のとおり協働事業の協定を締結します。

1 事業の目的

伊勢原市内に在住及び通学する外国につながる児童・生徒等が自立した市民として生活して、よりよい地域社会を構築していくための基盤づくりを支援するとともに、その保護者が多文化共生社会実現の先取りとして、それぞれの文化的背景を有意義に生かしていける環境をつくることを目的とします。

2 協定の目的

本協定は、事業の実施に当たり、市と市民活動団体との関係や役割分担、相互協力の内容等を定めるものです。

3 協働に関する原則

市と市民活動団体とは、協働の精神に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。

- (1) お互いが対等かつ協力的な関係を保つよう心がけます。
- (2) お互いの立場を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係をつくります。
- (3) お互いの活動を理解し、その自主性を尊重します。
- (4) 個人情報の保護に配慮しながら、協働の過程や結果等の情報を公開し、市民の理解を得るように努めます。
- (5) 多様な市民の意見を集め、中立性・公平性を担保します。
- (6) 一定の時期に事業の効果を評価・検証し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討します。

4 役割と責務

(1) 市の役割と責務

ア 情報提供

市は、市民活動団体に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。

イ 分担業務

- i 会場となる伊勢原北コミュニティセンターの使用料を減免します。
- ii 伊勢原北コミュニティセンターの優先予約を認め、使用回数制限を免除します。
- ii 必要に応じて、広報紙や市ホームページなどで、事業の周知に協力します。
- iii 本事業実施にあたり、助言等を行います。

ウ 報告書に関すること

市は、市民活動団体が作成した報告書の内容を検討し、市政に反映するよう努めます。

(2) 市民活動団体の役割と責務

ア 情報提供

市民活動団体は、市に対して、事業の実施に必要な情報の収集及び提供、公開をします。

イ 分担業務

- i 事業の目的を達成するため、定期的に事業を企画し実施します。
- ii 事業の目的を達成するため、学習支援人材の配置及び派遣を行います。
- iii 事業に係る関係機関などとの連絡調整を行います。
- iv 事業に掛かる費用を負担します。
- v その他、事業実施に関する全てを行います。
- vi 新型コロナウイルス感染症への対策を徹底します。

ウ 報告書に関すること

市民活動団体は、協定期間終了後1ヶ月以内に市に報告書等を提出します。

エ 情報公開

市民活動団体は、事業実施の経過や内容、成果等について、より多くの市民の目に触れるように広く一般に情報公開や情報提供をします。

オ 個人情報の保護

市民活動団体は、事業を実施する上で知り得た情報のうち、個人情報に関するものについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護を行います。

5 相互の連絡調整

市と市民活動団体は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議等を開催して協議します。

6 協定の有効期限

本協定の有効期限は、令和4年5月31日までとします。

7 事業の評価等

市民活動団体と市とは、事業の実施後に事業の評価を行います。

8 その他

本協定に定めのない事項で、事業を実施する上で必要と認められるものについては、市民活動団体と市とが協議して定めるものとします。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と市民活動団体は、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

令和3年 6 月 / 日

(市)

伊勢原市田中348番地  
伊勢原市長 高山 松太郎

(市民活動団体)

伊勢原市下槽屋143  
東海大学 健康科学部 社会福祉学科  
地域サービスボランティアセンター気付  
はだの子ども支援プロジェクト「ゆう」  
代表 田口 香奈恵